

地域医療体制の確保に関する意見書

少子・高齢化の進行、医療ニーズの多様化など、我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師を初めとした医療スタッフ不足の解消は大きな課題となっており、地域医療サービスをめぐっては、全国で「医療過疎」や「医療の貧困」とも言える状況に直面している。

政府は、医師確保対策等について、一定の財政措置や「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」によって、地域医療とその担い手に対する支援策を公表しているが、地域医療サービスや医療財源の確保は喫緊の課題となっている。

現在、各自治体において「公立病院改革プラン」の策定作業が進められているが、僻地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療などいわゆる不採算医療と言われる分野の医療提供における、公立病院の存続と医療サービスの継続的提供は、地域にとって生命線とも言える重要な社会的課題となっている。

地域医療は、住民の生命や健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、国の責務である。

よって、国においては、国民が地域において良質で安心な信頼のできる医療を継続して受けることができる体制を確保するため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源の確保を図ること。
- 2 地域医療を担う医師及び看護師等の確保と養成のための支援体制を強

化し、予算措置を行うこと。

- 3 「公立病院改革プラン」の策定に当たっては、地域住民が安心して身近で継続的に医療サービスが受けられるよう、住民・利用者・医療関係者等の意見を十分に踏まえた策定・実施を指導すること。また、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提として必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	鳩	山	邦	夫	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様